

浦安市規則第18号

浦安市障がい者一時介護委託料等助成規則の一部を改正する規則

浦安市障がい者一時介護委託料等助成規則（平成6年規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 障がい者 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障がい者と判定された者

ウ 医師により精神障がい者であると診断された者

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護 障がい者に入浴、排せつ、食事等の介助その他の日常生活上の世話をすることをいう。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、障がい者が次の各号に掲げる給付等を受けたときは、当該給付等に係る介護については、一時介護委託料等の助成を受けることができない。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1号に規定する介護給付又は同条第2号に規定する予防給付

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は第24条の2第1項に規定す

る障害児入所給付費

(4) 浦安市障がい者日中一時支援事業の実施に関する規則（平成19年規則第44号）第7条に規定する利用助成金

第5条第2項ただし書を削る。

第6条に次の1項を加える。

2 第1項の規定による申請は、対象者が介護人に介護委託料を支払った日の翌日から起算して2年以内に行わなければならない。

別記第1号様式を次のように改める。

別 記

第1号様式（第6条第1項）

浦安市障がい者一時介護委託料等助成申請書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

住所

申請者 氏名

電話

障がい者一時介護委託料等の助成を受けたいので、浦安市障がい者一時介護委託料等助成規則第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

障 が い 者	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日		
	障がい者の要件	身体障害者手帳を所持・知的障がい者と判定・精神障がい者と診断		
	申請者との関係			
介 護 人	住所（法人にあっては施設の所在地）			
	氏名（法人にあっては施設の名称及び代表者の氏名）			
	電 話 番 号			
介護を委託した理由				
振 込 先	金融機関名		支店名	
	預金種別	普通 当座		
	口座番号			
	口座名義			

注 障がい者の要件の欄は、該当するものを○で囲んでください。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条第1項）

浦安市障がい者一時介護証明書

障がい者	住所				
	氏名				
介護を受託した 期 間	年月日 午前 時 分から 午後 年月日 午前 時 分まで 午後	年月日 午前 時 分から 午後 年月日 午前 時 分まで 午後	年月日 午前 時 分から 午後 年月日 午前 時 分まで 午後	年月日 午前 時 分から 午後 年月日 午前 時 分まで 午後	
	一時介護委託料	円	円	円	円
	介護証明書発行 手 数 料	円			
	上記のとおり証明します。				
	年 月 日				
	介護人				
	住所 _____ (法人にあっては施設の所在地)				
	氏名 _____ (法人にあっては施設の名称及び代表者の氏名)				

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第7条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長

印

浦安市障がい者一時介護委託料等助成決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のありました障がい者一時介護委託料等の助成について、次のとおり決定・却下しましたので、浦安市障がい者一時介護委託料等助成規則第7条の規定により、通知します。

1 助成額

内訳	介護委託料	円
	一時介護証明書発行手数料	円

2 助成の対象となる期間

年 月 日	午前・午後	時	分から
年 月 日	午前・午後	時	分まで

3 却下の理由

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の浦安市障がい者一時介護委託料等助成規則の規定は、施行日以後の申請に係る一時介護委託料等について適用し、施行日前の申請に係る一時介護委託料等については、なお従前の例による。